

必読

## 暮らしの法律ナビ

No.87

相続財産の  
範囲とは

相続の対象となる財産は「被相続人の財産に属した一切の権利義務」と民法に規定されています。プラス財産とマイナス財産を全部という意味ですが、具体的な範囲は規定されていません。プラス財産は土地、建物、自動車、現金、預貯金、株式、貸付金、貴金属、家財等の金銭価値のある権利で、マイナス財産は住宅ローン等の借金、租税公課、家賃、入院費等の支払義務が代表例です。他方で相続の対象でない財産があります。国家資格、養育費、生命保険金、死亡退職金、遺族年金、墓地祭具等が代表例です。但し、

生命保険金と死亡退職金は相続財産の場合があるので確認が必要です。相続財産の内容を知ることが非常に重要で、遺産分割協議の対象財産か、相続放棄しても受領できる財産か否か、手続選択の判断基準となり、相続税の課税財産とは範囲が異なります。お悩みの方は専門家に相談下さい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

### 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>